

一者応札、一者応募に係る改善方策について

住宅金融支援機構では、随意契約見直し計画に基づき、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約へ移行を推進してきたところです。

一方で、一般競争入札等を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例があることから、応札者を増やし実質的な競争性を確保するため、以下のとおり取り組むこととします。

(共通事項)

- 1 適切な公告期間の設定（平成21年7月より実施）  
事業者が余裕をもって計画的に価格積算、提案を行えるよう業務等の内容に応じて、法令等で定められた以上の十分な公告期間を設ける。
- 2 業務等準備期間の十分な確保（平成21年7月より実施）  
業務等の内容に応じ、落札決定から業務等開始までの期間を十分設けられるよう入札実施時期を設定する。
- 3 電子入札の実施（平成21年7月より実施（予定））  
当機構に来店する事業者の負担を軽減し入札に参加しやすくするため、紙による入札と併せて電子入札を実施する。
- 4 事業者からの聞き取り（実施済み）  
入札説明書を受領したが一般競争入札等へ参加しなかった事業者から、参加しなかった理由及びどのような状況になれば参加が可能と考えるか等を協力が得られる範囲内で聞き取り、その結果を集約し検討した上で対応可能なものは以後の同種入札等に反映させる。
- 5 競争参加資格者の拡大（実施済み）  
一般競争入札等への参加を当機構の資格に加え、国の各省各庁における競争契約の参加資格を有する者も対象にする。

(個別事項)

- 6 既存システムに関する情報提供（実施済み）  
情報システムの運用・保守及びメンテナンスについては、仕様書に添付することができない現行システムの基本設計書、詳細設計書等の閲覧を可能とし、開示する旨を入札説明書等に明記する。
- 7 複数年度年契約の活用（実施済み）  
単年度ごとの入札としている複写機・複合機の保守については、複写機等の賃貸者の1者入札となる場合が多いことから、保守についても複数年度契約を活用し、複写機本体の更新時に合せて、賃貸借と保守を同一の契約として調達を行う。